

島 企 産 号

令和 7 年 2 月 1 7 日

北海道知事 鈴木 直道 様

島牧村長 夏井 一充

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和 7 年 1 月 1 4 日付け環境第 9 8 0 号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

- （1）事業計画を詳細にしていくに当たっては、地域住民及び関係団体に対し事業内容や事業が及ぼす影響について丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域の特性や地域住民等の意見を踏まえ、周辺環境の保全に最大限配慮すること。
- （2）環境保全措置を検討するに当たっては、最新の知見や先行事例、専門家の助言を取り入れるとともに、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を実施するなど、適切に対応すること。

島牧村企画産業課

担当：奥

電話：0136-75-6212

E-Mail：kikaku@vill.shimamaki.lg.jp

環境生活部環境局環境政策課

- 7. 2. 19 収受

第 679 号

寿 企 風 力 号
令和 7 年 1 月 2 8 日

北海道知事 鈴 木 直 道 様

寿都町長 片 岡 春



計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和7年1月14日付け環境第980号により照会のありましたこのことについて、別紙のとおり意見書を提出いたします。

記

【意見照会対象図書】

（仮称）島牧風力発電事業に係る計画段階環境配慮書

担当

寿都町役場企業管理課風力発電事業係

TEL 0136-62-260 1

環境生活部環境局環境政策課

- 7. 2. - 5 収受

第 631 号

(仮称) 島牧風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての寿都町長の意見

1. 環境影響評価を行う過程において、項目及び評価手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査及び予測、評価を行うなどの適切な対応を行うこと。
2. 環境影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いること。
3. 事業実施想定区域及びその周辺において陸上風力発電事業が既に計画されている状況にあることから、他の陸上風力発電事業計画作成事業者と調整を図り、調整状況等について関係町村や地域内の関係者等に積極的に情報提供を行うこと。
また、他の事業計画と重複または隣接していることから、今後の調査及び予測、評価においては累積的な影響についても評価を行うこと。
4. 事業実施想定区域下部に水道取水地点が存在しており、表面水を利用していることから環境影響の予測においては、特に配慮すること。
5. 事業実施想定区域下部に崩壊土砂流出危険地域があることから、土砂の流出等が発生しないように、工事計画等の作成にあたりとともに、十分に配慮し、調査及び予測、評価を行うこと。
6. 風力発電機の輸送にあたっては、当町内ほぼ全域を通行することとされていることから、夜間及び早朝における騒音や交通障害等が発生しないように配慮し、予測、評価をするとともに、工事実施にあたっては、事前に広く町民に周知すること。
7. 当町においては、事業実施想定区域から 2.0 km の範囲内及び周辺に学校や福祉施設等も設置されていることから、十分に配慮して、調査及び予測、評価を行うこと。

黒 企 号
令和 7 年 2 月 13 日

北海道知事 鈴木 直 道 様

黒松内町長 鎌 田 満

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和7年1月14日付け環境第980号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり意見書を提出いたします。

黒松内町企画環境課 担当：伊東
電 話：0136-72-3376
E-mail:kikaku@town.kuromatsunai.hokkaido.jp



別紙

「(仮称) 島牧風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に関する 黒松内町長意見

- 1 対象事業実施想定区域内及びその周辺は山林で、多種多様な動植物が生息しているため、風力発電機の配置等によって、自然環境・生物多様性への影響が懸念される。このため、対象事業実施区域の選定に当たっては、最新の知見の収集・利用や専門家の意見を聴くなどし、自然環境への影響を適切に調査、予測及び評価するとともに、方法書において、当該事業により設置される設備の配置等を可能な限り明らかにし、これらの環境配慮に係る検討経緯等を記載すること。

また、検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、その検討結果を踏まえ、必要に応じ対象事業の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により、損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置の検討が行われるものとする。

- 2 事業実施想定区域内及びその周辺の地域住民、自治体、関係者の理解が得られるよう、必要な環境影響に関する情報提供と十分な説明に努めること。
- 3 対象事業実施想定区域内及びその周辺には多くの鳥類が生息するとともに、鳥類の移動経路となっている地域であることから、今後の現地調査の結果や専門家からの意見、周辺の風力発電機による鳥類への影響を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、事業の実施に伴うバードストライクや鳥類の生息環境への影響を回避又は低減すること。
- 4 対象事業実施想定区域が既存及び計画中である他の事業者の風力発電事業区域に重複あるいは隣接しているため、当該事業者と十分協議し理解を得ること。